

(厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の一部改正)

第十八条 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生

労働省告示第五百五十六号)の一部を次のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>一の二 介護給付費等単位数表第5の5の2の注、第6の13の8の注、第9の13の4の注1及び注2、第10の8の5の注、第11の12の5の注、第12の15の7の注、第13の14の5の注、第14の16の4の注並びに第15の1の9の注1及び注2の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の13の3の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。）第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における認定調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作（以下「行動関連項目」という。）について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十点以上である障害者又はこれに準ずる者</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>五 介護給付費等単位数表第6の3の2の注及び13の4の注並び</p>	<p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 介護給付費等単位数表第6の1の注4及び第9の1の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>平成二十四年三月三十一日において現に存していた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）（通所のみによる利用に係るものを除く。）に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者</p> <p>五の二 介護給付費等単位数表第6の3の2の注2及び注3並びに</p>

に第15の1の7の注の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の2の3の注1及び注2のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

五の二 介護給付費等単位数表第6の7の2の注3及び注7、第9の3の注4及び注8並びに第15の1の6の注2及び注4の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の3の注3及び注6のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

区分命令第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十八点以上である障害者又はこれに準ずる者

五の三 介護給付費等単位数表第6の13の3の注の厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者

五の四 介護給付費等単位数表第7の1の注4の2、注4の3及び注4の6のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分命令第二条第二号に掲げる区分一（以下「区分一」という。）以上に該当する者

五の五 介護給付費等単位数表第7の1の注4の4、注4の5及び注4の7のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害児に係ることも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）第二号に規定する区分一（以下「障害児支援区分一」という。）

第15の1の7の注の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の2の3の注のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

(新設)

(新設)

五の三 介護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。）第二条第二号に掲げる区分一（第五号の四において「区分一」という。）以上に該当する者

五の四 介護給付費等単位数表第7の1の注4の4及び注4の5のことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害児に係ることも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）第二号に規定する区分一（次号において「障害児支援区分一」と

以上に該当する者

五の六・五の七 (略)

五の八 介護給付費等単位数表第7の1の注15の8のこども家庭

庁長官及び厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

- (1) スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分一又は障害児支援区分一以上に該当する者
- (2) 重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者及び重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。）
- (3) 区分命令第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十点以上である障害者又はこれに準ずる者

五の九 介護給付費等単位数表第11の4の2の注4、第12の11の注4、第13の10の注4、第14の10の注4及び第15の7の注4の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の5の注4及び注5並びに第8の2の4の注6、注7及び注14のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

五の十 介護給付費等単位数表第7の5の注6及び第8の2の4の注8のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

六 (略)

七 介護給付費等単位数表第7の11の注1のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

別表第一のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、同表のそれぞれのスコアを合算し、二十五点以上であ

いう。)以上に該当する者

五の五・五の六 (略)

(新設)

五の七 介護給付費等単位数表第11の4の2の注4、第12の11の注4、第13の10の注4、第14の10の注4及び第15の7の注4の厚生労働大臣が定める者並びに同表第7の5の注4及び注5並びに第8の2の3の注6、注7及び注14のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

五の八 介護給付費等単位数表第7の5の注6及び第8の2の3の注8のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

(略)

六 (略)

七 介護給付費等単位数表第7の11の注1のこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

別表のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、二十五点以上である者

る者

七の二 介護給付費等単位数表第7の11の注2の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

別表第一のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、同表のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者

八〇十 (略)

別表第一

(表略)

別表第二

大・奇声を 発する	説明の 理解	コミュニケーション	行動関連 項目
1. 支援が 2. 希 3. 月に 1回以	1. 理解できる	1. 日常生活に支障がない	0点
4. 週に 1回以	2. 理解 いできな	2. 特定の 者であれば コミュニケーション できる	1点
5. ほぼ 毎日	3. 理解 できているか 判断できな	3. 会話 以外の 方法で コミュニケーション できる	2点
		4. 独自 の方法 で コミュニケーション できる	
		5. コミ ニケーション できない	

七の二 介護給付費等単位数表第7の11の注2の子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

別表のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者

八〇十 (略)

別表

(表略)

(新設)

他人を 傷つけ る行為	自らを 傷つけ る行為	不安定 な行動	多動・ 止行動停	動異 食行	出す
1. 支 援が 不要	1. 支 援が 不要	1. 支 援が 不要	1. 支 援が 不要	1. 支 援が 不要	不要
2. 支 援に 必要	2. 支 援に 必要	2. 支 援に 必要	2. 支 援に 必要	2. 希 望に 必要	必要が 援が
3. 1回以 上の支 援が必 要	3. 1回以 上の支 援が必 要	3. 1回以 上の支 援が必 要	3. 1回以 上の支 援が必 要	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	上の支 援が必 要
4. 1回以 上の支 援が必 要	4. 1回以 上の支 援が必 要	4. 1回以 上の支 援が必 要	4. 1回以 上の支 援が必 要	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	上の支 援が必 要
5. 毎日( ) 以上の 支援が 必要	5. 毎日( ) 以上の 支援が 必要	5. 毎日( ) 以上の 支援が 必要	5. 毎日( ) 以上の 支援が 必要	5. ほぼ 毎日( ) 以上の 支援が 必要	週5日 以上の 支援が 必要

んてんか	等反すう	な突発的	な不適切
1. 年に1回以上	1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要
	2. 支援が必要	2. 支援が必要	2. 支援が必要
	3. 支援が1回以上必要	3. 支援が1回以上必要	3. 支援が1回以上必要
2. 1回以上	4. 支援が1回以上必要	4. 支援が1回以上必要	4. 支援が1回以上必要
3. 1週以上	5. 支援が1週以上必要	5. 支援が1週以上必要	5. 支援が1週以上必要